

**(一社) 湯浅観光まちづくり推進機構ホームページリニューアル業務  
仕様書**

1. 業 務 名 (一社) 湯浅観光まちづくり推進機構ホームページリニューアル業務  
※<http://www.yuasa-kankokyokai.com/>配下のコンテンツ
2. 目 的 ホームページをリニューアルすることで湯浅町の魅力をより一層観光客に伝え、スマートフォン等に対応させSNSと連動することでより効率的・効果的に情報発信を行い、更なる誘客を図ることを目的とする。
3. 予 算 額 1,787,000円以内 (消費税及び地方消費税を含む。)
4. 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和3年3月31日 (水) まで
5. 業 務 内 容 等
  - (1) 新サイトの理想像
    - ①トップページは、閲覧者に湯浅町の魅力を存分に伝え、誘客を喚起するものであること
    - ②全体をとおし閲覧者が利用しやすいデザインであること
    - ③パソコン、スマートフォン、タブレットに対応したウェブサイトとすること
    - ④当機構職員が容易に編集、更新、チェックをしやすいシステムであること
    - ⑤SSL通信に対応し、SaaS型のクラウドサービスであること
    - ⑥障害に強い安定したシステム及びページ改ざん防止等のセキュリティに配慮した安全なシステムを構築すること
  - (2) 業務範囲
    - ①現行ホームページのコンテンツ調査
    - ②移行コンテンツの精査分析 (作業内容、ページ数、掲載情報の精査等)
    - ③リニューアルスケジュールの作成
  - (3) 企画・デザイン
    - ①統一デザイン、一貫した操作性を持たせ、ユーザビリティ、ウェブアク

セシビリティに配慮したホームページを目標とした立案

- ②自然豊かな醤油醸造発祥の地 紀州湯浅のイメージを体現した基本デザイン、仕様の作成（デザイン、配色、ページ構成、デザインラフ等）
- ③サイト設計

#### （4）コンテンツ制作

- ①トップページ及び下位ページ作成
- ②コンテンツ素材の加工
- ③サイトマップ、サイト内検索機能
- ④ブログ機能
- ⑤閲覧者向け（観光客、旅行会社、メディア等）問合せフォーム
- ⑥既存ホームページの会員紹介ページを参考に会員にメリットがある新規コンテンツ（CMSによる入力、Google Map等を利用して地図検索が可能であること）
- ⑦当機構職員が新規ページの追加等が容易にできるよう統一デザインのテンプレート等を作成すること
- ⑧本仕様書に記載している事項以外で、湯浅町の観光振興を促進するものや閲覧者の利便性が向上するものの追加提案は制限しない。

#### （5）コンテンツマネジメントシステム（CMS）の導入

- ①コンテンツ更新に係る作業効率の向上が図れるものであること
- ②作成したコンテンツの掲載開始日時、公開終了日時の指定ができること
- ③作成したコンテンツの公開、非公開設定、下書き、プレビューができること
- ④添付ファイル（Word、Excel、PDF等）のアップロード機能があること
- ⑤専門知識のない一般職員が容易にコンテンツの更新が可能なもの
- ⑥トップページにおいて、バナー広告や新着情報が更新可能なもの
- ⑦CMS導入後のメンテナンス費用等が低く抑えられるものであること

#### （6）システム要件

- ①対応ブラウザ  
Internet Explorer11以上、Edge、Firefox、Safari、Google Chromeの最新版で閲覧した場合、レイアウト等の崩れがなく閲覧できること
- ②スマートフォンでの表示に対応すること
- ③当機構が運営する公式SNS（Facebook）と連動すること
- ④検索エンジンで容易にヒットするようSEO対策を講じること
- ⑤既存ドメイン【[www.yuasa-kankokyokai.com](http://www.yuasa-kankokyokai.com)】の継続利用を前提とし、

ドメイン移行等の費用を含めること

⑥当機構外でのサーバ類運用

BCPの観点から本サイトと同様の内容を公開するバックアップサイトを準備すること。なお、費用削減の点からバックアップサイトはホームページが出来る最低限のレベルとし、既存ASPサービスやホスティングサービスの利用を妨げない。

(7) アクセス解析

外部のアクセス解析サービスを利用することも含め、アクセス解析を行うこと。

6. 成果品

- ①コンテンツ、ライセンス一式
- ②運用操作マニュアル 5部 (別に電子データとして2部)
- ③業務完了届 1部

7. その他

- ①本業務で使用する画像は、原則当機構から提供することとする。
- ②次年度以降にランニングコストが発生する場合は、詳細を明らかにし別途見積書を提出すること
- ③提案するにあたり、最大限コスト削減に努め費用対効果に配慮すること
- ④ホームページ制作に係る打合せは、3回以上実施することとし、職員に対する運用に係る操作説明も実施すること
- ⑤契約額には、打合せ及び納品等に要する交通費等を含めること
- ⑥本仕様書において、明示のない事項又は疑義が生じた場合は、その都度当機構と協議して定めることとする。
- ⑦受託者は、協議記録簿等を協議の都度作成し、提出すること
- ⑧本事業に係る全ての成果物等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は発注者に帰属することとし、本事業により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり、行使しないこととする。  
また、受託者は制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないこととする。
- ⑨受託者は、業務上知り得た情報を当機構の許可なく公表してはならない。
- ⑩受託者は、本業務で知り得た個人情報を適切に管理するものとし、その利用及び提供は本人の同意を得た範囲に限るものとする。